

今後の内閣法制局審査等によって変更があり得ます。

計量単位令の一部を改正する政令案 新旧対照条文(案)
 ○計量単位令(平成四年政令第三百五十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(特殊の計量に用いる計量単位)
 第五条 法第五条第二項の政令で定める特殊の計量並びにこれに用いる計量単位及びその定義は、別表第六のとおりとする。

(特殊の計量に用いる計量単位)
 第五条 法第五条第二項の政令で定める特殊の計量並びにこれに用いる計量単位及びその定義は、別表第六のとおりとする。

別表第六(第五条関係)

別表第六(第五条関係)

十一	生体内の圧力の計量	水銀柱メートル	パスカル又はニュートン毎平方メートルの〇・七六分の十万千三百二十五
一〇	(略)	(略)	(略)
	特殊の計量	計量単位	定義
		水銀柱センチメートル 水銀柱ミリメートル	水銀柱メートルの百分の一 水銀柱メートルの千分の一

十一	生体内の圧力の計量	トル	パスカル又はニュートン毎平方メートルの七百六十分の十万千三百二十五
一〇	(略)	(略)	(略)
	特殊の計量	計量単位	定義

十二 十三					
(略)					
(略)	(略)	(略)	トル	水柱 ミリメ トル	水柱 センチ メートル
(略)	(略)	(略)	パスカル又はニュー トン毎平方メートル の七百六十分の十万 千三百二十五	水柱メ ートル の千分 の一	水柱メ ートル の百分 の一
					水柱メ ートル の九千 八百六 十六五 倍

十二 十三					
(略)					
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			